



鳥取県公報

令和元年 11 月 12 日 (火)
第 9 1 5 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	指定自立支援医療機関の指定 (345) (障がい福祉課) 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (346) (企業支援課) 2
	保安林の指定 (347) (森林づくり推進課) 2
	指定居宅サービス事業の廃止の届出 (348) (中部総合事務所福祉保健局) 3
◇ 公 告	森林法による開発行為の許可 (西部総合事務所農林局) 3
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活環境課) 4
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (情報政策課) 5
	落札者の決定 (原子力安全対策課) 8
◇ 正 誤	令和元年 6 月 14 日付鳥取県公報第 9110 号中訂正 9

告 示

鳥取県告示第345号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和元年11月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
株式会社エスマイル	広島県広島市西区 商工センター六丁目1-11	オレンジ薬局	米子市福市1723-9	育成医療、更生医療、精神通院医療	令和元年10月1日
株式会社たかきファーマシー	米子市皆生新田三丁目1-15	たかきファーマシー	米子市皆生新田三丁目1-15	〃	〃
有限会社なのはな薬局	西伯郡伯耆町大原 930-2	なのはな薬局	西伯郡伯耆町大原 930-2	育成医療	令和元年11月1日

鳥取県告示第346号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和元年11月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ザ・ビッグ境港店 境港市清水町790
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 平尾 健一 広島県広島市南区段原南一丁目3-52
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 加栗 章男
変更後 マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 平尾 健一
- 4 変更年月日
令和元年9月10日
- 5 届出年月日
令和元年10月29日
- 6 縦覧に供する書類
届出書
- 7 縦覧に供する期間
令和元年11月12日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び境港市産業部水産商工課
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第347号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和元年11月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林の所在場所
鳥取市福部町湯山字高浜2164の814（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
飛砂の防備
- 3 指定施業要件
 - （1）立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - （2）立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第348号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和元年11月12日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人倉吉市社会福祉協議会	社会福祉法人倉吉市社会福祉協議会訪問介護事業所	倉吉市福吉町1400	令和元年10月30日	令和元年11月30日	訪問介護

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

令和元年11月12日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

開発者の氏名又は名称及び代表者の氏名	開発者の住所又は主たる事務所の所在地	開発行為を行う土地の所在地	開発行為の目的	土地の面積			開発行為の工期	開発行為の許可年月日
				開発事業区域の土地の面積	開発行為をしようとする森林の土地の面積	開発行為に係る森林の土地の面積		
株式会社大協組 代表取締役 小山 典久	米子市蚊屋235-2	西伯郡伯耆町谷川字大谷988-1	岩石の採取	25.9379ヘクタール	21.8595ヘクタール	11.8753ヘクタール	令和元年11月5日から令和6年11月7日まで	令和元年11月5日

		ほか5筆					
--	--	------	--	--	--	--	--

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

令和元年11月12日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和元年12月2日 午後1時から午後4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	5人
令和元年12月16日 午後1時から午後4時まで	〃	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口徑ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和元年12月3日 午前10時から午後2時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口徑ライフル銃等射撃	大口徑ライフル銃等に適合する実包	6人
令和元年12月10日 午前10時から午後2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和元年12月17日 午前10時から午後2時30分まで	〃	〃	〃	〃

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 12,700円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。

この場合、消印しないこと。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年11月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達の内容

(1) 借入物品等の名称及び数量

岡山縮退サイトノートサーバ等賃貸借 一式

ア ノートサーバ等 一式（借入）

イ ソフトウェア、ライセンス等 一式（購入）

(2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

令和2年3月1日（日）から令和7年2月28日（金）までとする。

(4) 納入期限

令和2年2月28日（金）。ただし、賃貸借料は令和2年3月1日（日）から支払うものとする。

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法等

ア 本件入札は紙入札により行うものであること。

イ 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札説明書に示す方法に従って計算した本件入札に係る借入物品等の賃借料（保守料等を含む。）の月額を入札書に記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された月額をもって単価契約を締結するので、入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。））とする。併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有

するとともに、その業種区分が、事務用機器のパソコン類、情報処理サービスのシステム等開発・改良及び情報処理サービスのシステム等管理運営の全てに登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和元年11月21日（木）正午までに4の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の（2）の場所に必ず連絡すること。

ウ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

オ 1の（1）に示した借入物品等を納入期限までに納入場所に納入し、入札説明書に示す作業等を完了することができる者であること。

カ 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

キ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

（2）共同企業体に関する要件

ア 構成員は、（1）のア、ウ、エ及びカの要件を全て満たしていること。

イ 次の競争入札参加資格のそれぞれの業種区分に構成員の1以上の者が登録されていること。

（ア）事務用機器のパソコン類

（イ）情報処理サービスのシステム等開発・改良

（ウ）情報処理サービスのシステム等管理運営

なお、構成員のいずれも当該業種区分の競争入札参加資格を有しない共同企業体が本件入札に参加しようとするときは、構成員のいずれかが競争入札参加者名簿への登録に関する申請書類を令和元年11月21日（木）正午までに4の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の（2）の場所に必ず連絡すること。

ウ 共同企業体において（1）のオの要件を満たすこと。

エ 共同企業体は、2以上の者で自主的に結成されたものであること。

オ 構成員の出資割合が異なる場合は、出資割合の最も大きい者が代表者となること。ただし、出資割合が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

カ 各構成員が、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

キ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

（ア）目的

（イ）共同企業体の名称

（ウ）構成員の住所及び名称

（エ）代表者の名称

（オ）代表者の権限

（カ）構成員の出資の割合

（キ）構成員の責任

（ク）取引金融機関

（ケ）業務途中における構成員の脱退に対する措置

（コ）業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置

（サ）解散後のかし担保責任

(シ) その他必要な事項

3 契約担当部局

鳥取県総務部情報政策課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部情報政策課県庁デジタルイノベーション戦略室

電話 0857-26-7094

電子メール jouhou@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書等の交付の方法

令和元年11月12日（火）から令和元年12月2日（月）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/jouhou/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和元年11月12日（火）から令和元年12月2日（月）までの日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、交付期間の最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

ア 提出期限

令和元年12月26日（木）午後2時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月25日（水）午後5時とする。

イ 提出場所

(1)に同じ。

(6) 開札の日時及び場所

次のとおりとする。

ア 日時

令和元年12月26日（木）午後2時

イ 場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁本庁舎地階第6会議室

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、入札説明書に示すところにより記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す事前提出物を4の(1)の場所に令和元年12月2日

(月)までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に60を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に60を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products :

1 sets of lotus domino server to be leased

A suite of software to be purchased

(2) December 2, 2019 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) December 26, 2019 2:00 PM : Time-limit for submission of tenders

(December 25, 2019 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Please Contact : Information Policy Division, General Affairs Department, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8570 Japan TEL 0857-26-7094

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年11月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|--------------------------------------|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 鳥取県原子力防災ネットワークシステム更新に係る機器賃貸借及び保守業務一式 |
| 2 契 約 方 式 | 一般競争入札 |
| 3 落 札 日 | 令和元年 9 月 27 日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 東芝 I T サービス株式会社
東京都港区芝浦四丁目 9 - 25 |
| 5 落 札 金 額 | 135,256,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日 | 令和元年 8 月 9 日 |
| 7 落 札 方 式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県危機管理局原子力安全対策課
鳥取市東町一丁目271 |

正 誤

令和元年 6 月 14 日付鳥取県公報第9110号の鳥取県告示第85号（保安林の指定予定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 5

行 21

誤 字舟木谷2015の 1

正 字舟木谷2015の 1（次の図に示す部分に限る。）

頁 5

行 下から15

誤 「次のとおり」は省略し、その関係書類を

正 「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を